

境港市国民健康保険の 特定健康診査等実施計画を策定しました

今年度から、40～74歳の人を対象とした「特定健康診査」と「特定保健指導」が医療保険者に義務化されたことに伴い、境港市国民健康保険の特定健康診査等実施計画を策定しました。

1. 計画の目的

糖尿病、高脂血症、高血圧などの内臓脂肪型肥満に起因する病気は予防が可能で、また、発症してしまった後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞、脳梗塞、人工透析を必要とする腎不全などへの重症化を予防することは可能です。このことから、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査」と「特定保健指導」により、生活習慣の改善を図り病気の発症を予防することを目的としています。

2. 計画の期間

平成20～24年度の5年間とし、5年ごとに見直しを行います。

3. 境港市国民健康保険被保険者の状況

生活習慣病である虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患などの医療費が全体の5分の1を占めています。各疾患の治療状況は、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代と年代が上がるとともに治療者が増加する傾向があります。基本健康診査の受診結果で血管を傷つける要因となる「高血糖」「高血圧」などの有所見者も年代が上がるにつれ多くなっています。

4. 達成しようとする目標

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査の受診率	40%	50%	60%	65%	65%
特定保健指導の実施率	10%	20%	30%	40%	45%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少	—	—	—	—	10%

5. 特定健康診査の実施

- ❖実施場所 市が委託する医療機関
- ❖健診項目 問診（服薬歴、喫煙歴等）、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査、血圧測定、血液検査（脂質、糖、肝機能）、尿検査（糖、たんぱく）
《医師が必要と判断した場合》
心電図、眼底検査、貧血検査
- ❖実施期間 8月～1月
- ❖自己負担額 ◇40～64歳の者 市民税課税世帯 3,000円
市民税非課税世帯 500円
◇65～74歳の者 市民税課税世帯 1,000円
市民税非課税世帯 500円

6. 特定保健指導の実施

- ❖実施場所・実施機関 保健相談センター・境港市
- ❖案内の方法 対象者に利用券を送付
- ❖指導内容 ◇動機付け支援 生活習慣の改善のための行動目標の設定の支援（原則1回）・6カ月後に評価
◇積極的支援 3～6カ月の定期的・継続的な支援
- ❖自己負担額 無料

◆問合せ先 市民課保険年金係（☎47-1035）